

山梨県公報

第六百四十八号

令和八年

四月二十日

月曜日

目次

告示

- 保安林の指定の予定
 - 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除
 - 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
 - 道路の供用開始
 - 道路の区域変更
- ### 公告
- 換地計画の決定
- ### その他
- 山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

山梨県告示第百二十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千四十一番一及び二千四十一番四の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン